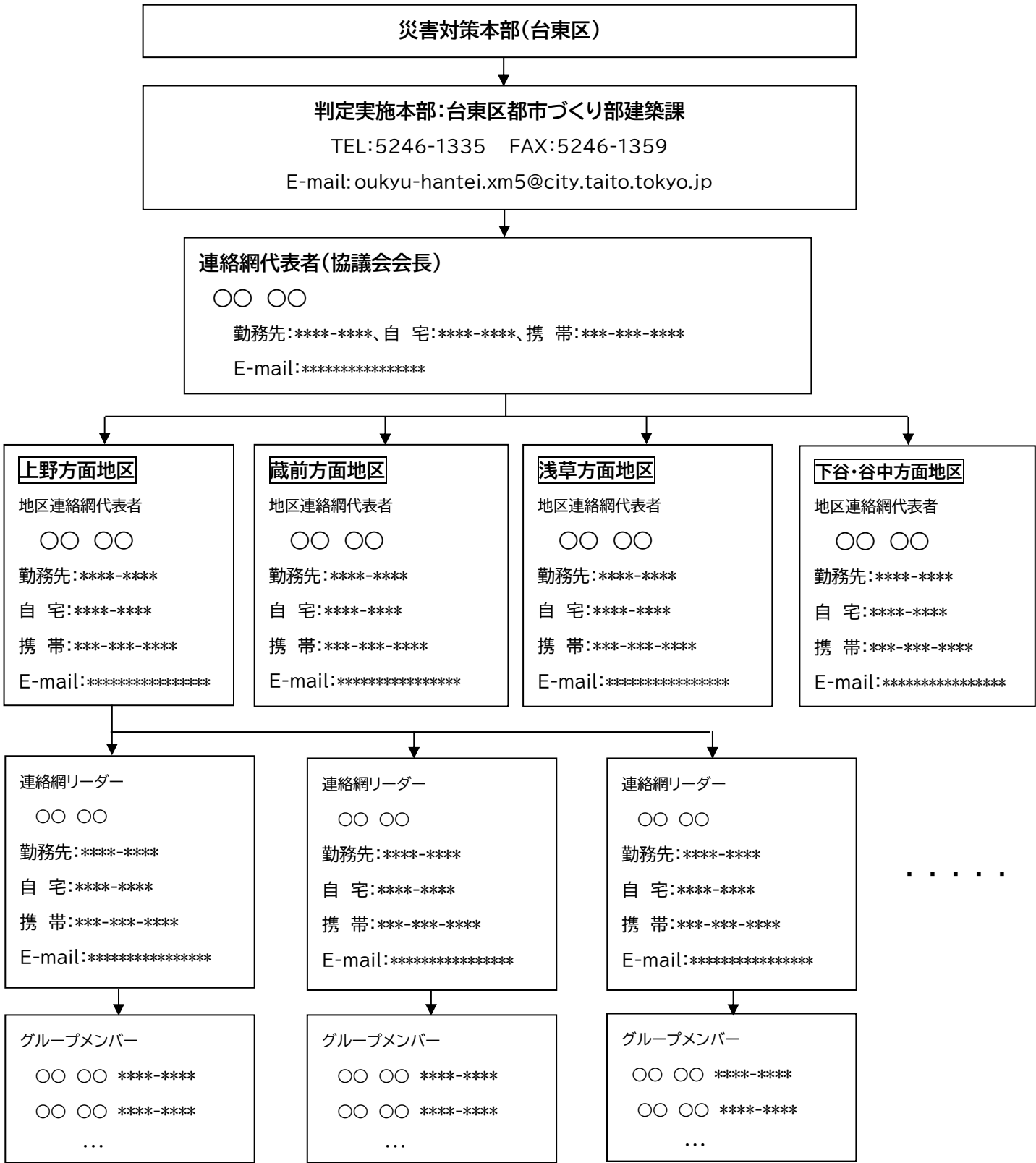


連絡体制について



判定実施本部より参集要請または判定要請があった場合

- ① 連絡網代表者(協議会会長)は、地区連絡網代表者へ連絡
- ② 地区連絡網代表者は、連絡網リーダーへ連絡
- ③ 連絡網リーダーは、グループメンバー(判定員)へ連絡

※4地区の区域図等は裏面参照

台東区各方面地区 区域図



【各地区に含まれる地域】

上野方面地区: 上野公園、台東、秋葉原の全域、
池之端1～3丁目、上野1～6丁目、東上野1～5丁目の全域、
上野桜木1丁目16番街区、上野7丁目1～12、14、15番街区を含む。

蔵前方面地区: 元浅草、寿、駒形、小島、三筋、鳥越、蔵前、浅草橋、柳橋の全域、
西浅草1・2丁目、東上野6丁目、松が谷1・2丁目の全域、
松が谷3丁目1～9番街区を含む。

浅草方面地区: 浅草、今戸、清川、橋場、東浅草、花川戸、雷門の全域、
日本堤1丁目、千束1・3・4丁目、西浅草3丁目の全域、
日本堤2丁目1～35番街区、千束2丁目1～32番街区を含む。

下谷・谷中方面地区:
谷中、根岸、下谷、北上野、入谷、竜泉、三ノ輪の全域、
松が谷4丁目、上野桜木2丁目、池之端4丁目の全域、
上野桜木1丁目1～15番街区、上野7丁目13番街区、千束2丁目33～36番街区、
松が谷3丁目10～23番街区、日本堤2丁目36～39番街区を含む。